

議案第 6 3 号

三田市空き缶及びたばこの吸殻等のポイ捨て防止に関する条例の一部
を改正する条例の制定について

三田市空き缶及びたばこの吸殻等のポイ捨て防止に関する条例の一部を改正する
条例を次のとおり定める。

平成 2 5 年 8 月 2 7 日提出

三田市長 竹 内 英 昭

三田市条例第 号

三田市空き缶及びたばこの吸殻等のポイ捨て防止に関する条例の一部 を改正する条例

三田市空き缶及びたばこの吸殻等のポイ捨て防止に関する条例（平成9年三田市条例第6号）の一部を次のように改正する。

題名中「ポイ捨て防止」を「ポイ捨て、路上喫煙並びに自転車等の放棄の防止等」に改める。

第1条中「ポイ捨て」の次に「、路上喫煙」を加え、「美しいまちづくりの推進を図り、もって」を「美化意識やマナーの向上による美しいまちづくりの推進及び公共の場所での喫煙による被害の防止を図り、市民等の快適で安全な生活と」に改める。

第2条に次の1号を加える。

(9) 路上喫煙 道路等（第6号に規定する公共の場所のうち、室内又はこれに準ずる環境にある場所を除くものをいい、道路等を管理する権限を有する者が設置し、又は設置を許可した灰皿その他これに類する設備が設けられた場所を除く。）において喫煙すること及び火がついたたばこを所持することをいう。ただし、道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車（同法第3条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車を除く。）の車内においてこれらの行為を行うことを除く。

第3条に次の1項を加える。

2 市は、路上喫煙の防止に関する市民等及び事業者等の自主的な活動を促進するよう努めなければならない。

第4条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 市民等は、路上喫煙をしないよう努めなければならない。

第5条に次の1項を加える。

3 事業者等は、路上喫煙を防止するため、これらに関する従業員、使用人等の意識啓発を図るよう努めなければならない。

第6条に次の1項を加える。

3 公共の場所の管理者は、路上喫煙を防止するため、市民等の意識啓発に努める

とともに、市が実施する施策に協力しなければならない。

第7条の次に次の1条を加える。

(路上喫煙の禁止)

第7条の2 市長は、公共の場所における路上喫煙を防止するため、特に必要があると認める区域を路上喫煙禁止区域として指定することができる。

2 市長は、路上喫煙禁止区域を指定したときは、これを告示しなければならない。

3 市民等は、路上喫煙禁止区域において路上喫煙をしてはならない。

第9条第4項中「前3項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 市長は、第7条の2第3項の規定に違反して路上喫煙をした者に対して、快適で安全な生活の確保及び美しいまちづくりの推進を図るため必要な限度において、当該喫煙を中止するよう勧告することができる。

第10条中「第4項」を「第5項」に改める。

第11条第1項中「ポイ捨てされ」の次に「、路上喫煙がなされ」を、「たばこの吸殻等の回収」の次に「、路上喫煙の中止」を加え、同条第2項中「ポイ捨てされ」の次に「、路上喫煙がなされ」を加える。

第12条第2項を次のように改める。

2 第7条の2第2項の規定は、環境美化推進重点区域の指定について準用する。

この場合において、同項中「路上喫煙禁止区域」とあるのは、「環境美化推進重点区域」と読み替えるものとする。

第17条中「第4項」を「第5項」に改める。

付 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。